



令和5年度 事業概要



沖縄県動物愛護管理センター

目 次

I 概況

1 沿革	1
2 組織機構と分掌事務	3
3 施設・設備	4
4 管轄区域	9
5 年間実施事業	10

II 業務概要

1 動物愛護思想の普及啓発業務	
(1) 窓口・電話受付の状況	12
(2) 犬猫等の譲渡	14
(3) 負傷動物の保護収容	15
(4) 動物愛護思想の普及啓発活動	16
2 動物の管理指導業務	
(1) 犬の収容及び措置状況（過去5年間・年度別）	22
(2) 市町村別 犬引取頭数・返還頭数	23
(3) 犬種別の収容頭数（過去3年間・年度別）	24
(4) 猫の収容及び措置状況（過去5年間・年度別）	25
(5) 市町村別 猫引取頭数・返還頭数	26
3 動物取扱業、特定動物飼養・保管監視業務	
(1) 第一種動物取扱業の登録数	28
(2) 販売業のうち、主として取り扱う動物の種類並びに登録施設数	28
(3) 動物取扱責任者研修	28
(4) 特定動物の飼養・保管状況	29
(5) 勧告・命令等件数	29

III 資料

1 市町村別依頼・相談・苦情状況	
(1) 犬に関する依頼・相談・苦情件数（市町村報告）	30
(2) 猫に関する依頼・相談・苦情件数（市町村報告）	31
(3) 犬猫以外の動物に関する依頼・相談・苦情件数（市町村報告）	32

I 概況

1 沿 革

昭和44年7月

琉球政府農林局畜産課から厚生局公衆衛生課に移管され、公衆衛生課所管の犬抑留所（那覇市古波蔵）で狂犬病予防業務を開始する。

昭和47年5月15日

日本復帰により琉球政府から沖縄県となる。

昭和48年10月

「動物の保護及び管理に関する法律」が制定され、翌年4月1日から施行される。

昭和52年10月1日

当該施設は「動物収容施設整備事業」で国庫補助を受け、那覇市古波蔵から大里村字大里2000番地に新築移転し、環境衛生課大里駐在所（名称:沖縄県動物管理所）となる。

昭和60年3月

「沖縄県動物の保護及び管理に関する条例」が公布され、同年7月1日から施行される。

昭和61年4月1日

動物管理所を廃止して沖縄県動物管理センターへ改組する。（環境保健部の出先機関となる。）

平成6年4月1日

行政組織規則改正で「沖縄県動物管理センター」から「沖縄県動物愛護センター」に名称を変更する。

平成8年4月

動物愛護センターが譲渡する子犬の不妊去勢手術を開始する。

平成8年11月

動物愛護意識の高揚と適正飼養の普及啓発事業の一環として、子犬の譲渡教室を開始する。

平成9年4月1日

「沖縄県犬咬傷事故対策実施要領」「闘犬種等適正飼養管理指導要領」「沖縄県犬譲渡取扱要領」が施行される。

動物愛護精神の普及啓発を図るため、子犬譲渡会を開始する。

平成11年4月

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行される。

「狂犬病予防法」の一部が改正され、犬に加え、新たに猫、あらいぐま、キツネ、スカンクに対する狂犬病の検疫が開始される。

平成12年4月1日

「狂犬病予防法」の一部が改正され、鑑札・注射済票の交付事務等が市町村へ権限委譲される。

平成12年12月

「動物の愛護及び管理に関する法律」が施行される。

「沖縄県動物の保護及び管理に関する条例」が「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例」に改正される。

平成13年10月

動物愛護センターのホームページを開設する。

平成14年4月

動物死体の引取り業務を廃止する。

平成17年6月

「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正される。（平成18年6月1日施行）

平成18年4月1日

「沖縄県動物愛護センター」から「沖縄県動物愛護管理センター」に名称を変更する。

本島保健所長に属していた狂犬病予防法及び動物愛護管理法にかかる事務について、動物愛護管理センター所長へ委任される。

平成18年6月1日

「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和60年沖縄県条例第5号)」が廃止される。

平成18年6月15日

新施設での業務を開始する。

動物愛護管理センターが譲渡する犬・猫の不妊去勢手術を開始する。

平成21年10月1日

飼い犬、飼い猫の引取り有料化を開始する。

平成23年6月30日

動物愛護管理センターホームページで抑留犬の写真掲載を開始する。

平成24年6月8日

動物愛護管理センターホームページで譲渡用猫の写真掲載を開始する。

平成24年12月6日

動物愛護管理センターホームページで譲渡用犬の写真掲載を開始する。

平成24年9月5日

「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正される。(平成25年9月1日施行)

平成25年4月1日

那覇市の中核市移行に伴い、那覇市へ業務の一部を権限委譲する。

平成27年11月9日

動物愛護管理センター新ホームページを作成し、収容猫の写真掲載等内容を刷新する。

平成28年3月31日

「闘犬種等適正飼養管理指導要領」が廃止され「危険犬適正飼養管理指導要領」が策定される。

平成28年4月1日

動物取扱業監視指導計画を策定し、これに基づく監視指導を開始する。

平成29年11月22日

犬の譲渡について、飼養環境の事前調査を開始する。

令和元年6月

「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正される。(令和2年6月1日施行)

令和元年7月1日

譲渡推進のため、旧衛生環境研究所ハブ研究室跡地を活用し、譲渡推進棟として仮供用を開始する。

令和4年10月1日

犬猫の譲渡の拠点となる機能をはじめとして県民への適正飼養の実践的な啓発と動物愛護思想の醸成の拠点となる機能などを担う施設としての譲渡推進棟の本供用を開始する。

令和5年1月

動物愛護管理センター譲渡推進棟の愛称が「ハピアニおきなわ」に決定する。

2 組織機構と分掌事務

(1) 沖縄県行政組織規則（抜粋）

第3章 出先機関

第4節 環境部関係出先機関

第2款 動物愛護管理センター

（名称、位置及び所管区域）

第128条 沖縄県行政機関設置条例第2条の3の規定により設置された動物愛護管理センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

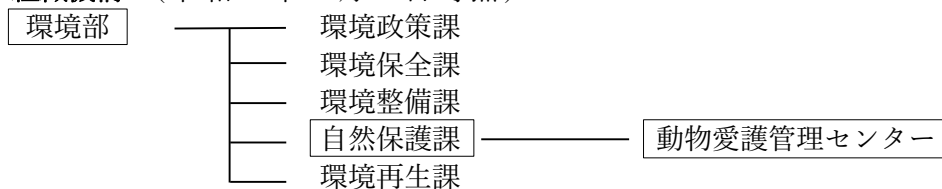
名 称	位 置	所 管 区 域
沖縄県動物愛護管理センター	南城市	県一円（宮古島市、宮古郡、石垣市及び八重山郡を除く。）

（所掌事務）

第129条 動物愛護管理センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の監督に関すること。
- （2） 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査に関すること。
- （3） 特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。
- （4） 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。
- （5） 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- （6） その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。
- （7） 犬の捕獲及び抑留に関すること。
- （8） 野犬等の掃討及び苦情の処理に関すること。
- （9） 抑留犬の管理及び処分に关すること。
- （10） 狂犬病予防その他獣疫予防に関すること。
- （11） 傷病鳥獣に関すること。
- （12） 前各号に掲げるもののほか、動物の取扱いに関すること。
- （13） 庶務に関すること。

(2) 組織機構（令和6年4月1日時点）



(3) 職員等の構成（令和6年4月1日時点）

	事 務	狂犬病予防員・動物愛護管理員	狂犬病予防技術員	譲渡推進棟	計
所 長 (技)		1			1
副 所 長 (技)		1			1
主 任 技 師		4			4
主 査	1				1
主 任		1			1
技 師					0
運 転 士			2		2
用 務 員			1		1
計	1	7	3		11
会計年度任用職員 (非常勤獣医師)		6			6
会計年度任用職員 (事務補助)	1				1
委 託 職 員			9	14	23
合 計	2	13	12	14	41

3 施設・設備

(1) 敷地面積 管理棟：6,675 m²、譲渡推進棟：8,367 m²

(2) 構造及び規模

ア 構造 管理棟：RC 3 階（地上 2、地下 1）、
譲渡推進棟：本館 RC 2 階、別館・屋外棟 RC 平屋
イ 建築面積 管理棟：622.5 m²、譲渡推進棟：2,556 m²
ウ 延床面積 管理棟：1,668.71 m²、譲渡推進棟：2,895 m²

(3) 建築経過・経費

用地取得及び造成	昭和 4 9 年 7 月 ～ 昭和 5 1 年 1 0 月
動物管理所設計	昭和 5 0 年度予算
建築及び附属整備工事	昭和 5 2 年 2 月 ～ 1 0 月
	経費 104,530,000 円
	(国庫補助金 22,057,000 円)
	(県 債 40,000,000 円)
	(一 般 財 源 42,473,000 円)
焼却炉等設備整備工事	昭和 6 1 年 1 月～3 月
(焼却炉の全面改修)	経費 74,420,000 円
	(県 債 52,000,000 円)
	(一 般 財 源 22,420,000 円)
焼却炉耐火壁交換工事	平成 1 2 年度
	経費 5,035,000 円
ア 浄化槽の新設	平成 1 2 年度
	経費 29,772,750 円
	(特 定 財 源 29,772,750 円)
イ 施設改築に係る土質調査及び施設計画予備調査等	平成 1 5 年度
	経費 6,738,000 円
ウ 動物愛護センター新施設建築等に係る設計委託	平成 1 6 年度
	経費 34,792,753 円
	(特 定 財 源 34,617,810 円)
	(一 般 財 源 174,943 円)
エ 動物愛護管理センター新施設建築工事	
本 体（特殊設備工事、構内整備工事、電波障害防除設備工事）	
旧施設（特殊設備撤去工事、現場技術業務委託）	
平成 1 7 年 6 月 2 3 日 ～ 平成 1 8 年 1 2 月 1 0 日	
経費 849,135,403 円	
	(県 債 559,100,000 円)
	(特 定 財 源 244,027,900 円)
	(一 般 財 源 46,007,503 円)
オ 沖縄県動物愛護管理センター譲渡推進棟改修工事	
電気・水道・空調改修工事	工期：平成 3 1 年 1 月 2 9 日～3 月 2 9 日
	経費： 5,616,000 円
本 体 改 修 工 事	工期：令和 3 年 1 1 月 2 日～令和 4 年 7 月 3 1 日
	経費： 158,930,200 円 （うち国庫 78,392,000 円）

(4) 設 備

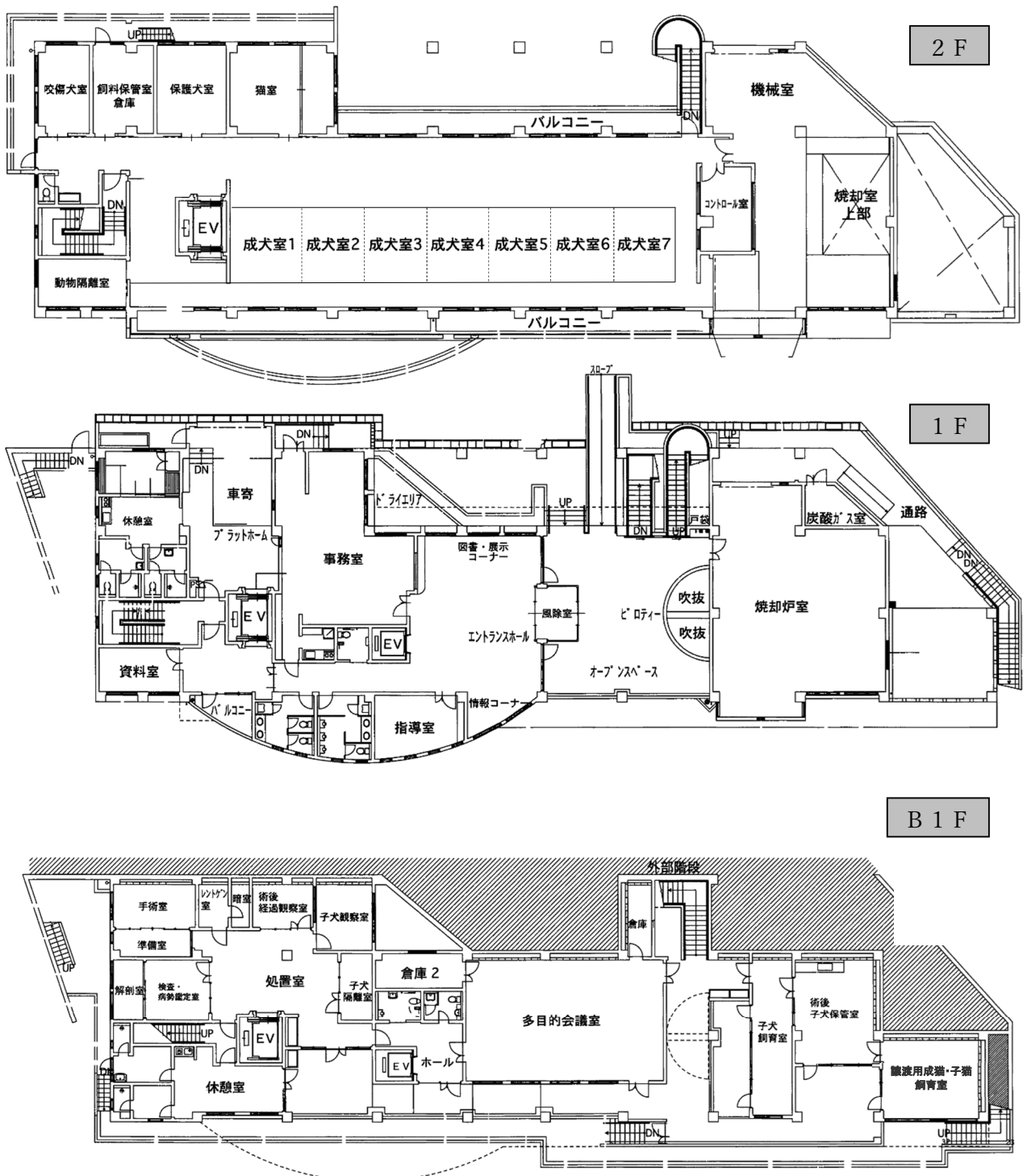
設備	品 名	数量	設備	品 名	数量
施設全般	自動ドア	2 基	動物焼却室	焼却炉	2 基
	障害者用エレベーター (B1F～1F)	1 基		骨回収装置	1 基
	障害者用多目的トイレ	2 基		焼却炉切替ダンパー	2 基
	構内通信設備	一式		集合煙道	1 基
	拡声設備	一式		冷却空気混合ダクト	1 基
	構内配電設備	一式		冷却空気混合ファン	1 基
	空調和設備 (個別熱源・自動制御方式)	一式		廃ガス集塵機 (バグフィルター)	1 基
	映像・音響設備 (多目的会議室)	一式		空気圧縮機	1 基
	テレビ共同受信設備	一式		誘引ファン	1 基
	火災報知設備	一式		煙突	1 基
	給湯設備 (個別型)	3 基		焼却炉制御盤	1 基
	消火設備	一式		焼却炉現場制御盤	2 基
動物収容・処分施設	動物搬送用エレベーター (B1F～2F)	1 基	その他 (輸送設備・施設外設備等)	排ガス処理制御盤	1 基
	収容犬搬入・誘導装置	1 基		排ガス集塵機現場制御盤	1 基
	収容犬受入・誘導装置	1 基		灰処理制御盤	1 基
	成犬処分機	1 基		カメラモニター (焼却施設・焼却炉内)	4 台
	猫用処分機	1 基		移動用及び予備ケージ (ステンレス製)	8 台
	炭酸ガス供給装置	一式		骨粉砕器	1 台
	操作計装装置 (受入・追込・排出操作盤)	一式		身障者駐車場カーポート	1 基
	カメラモニター (成犬収容施設・処分機内)	4 台		外灯 (駐車場・門)	5 基
	集中操作盤 (処分機等・コントロール室)	一式		受水槽 (地上設置型 16t)	1 基
	集中監視盤 (処分機・焼却炉)	1 台		燃料貯蔵タンク (地上設置型 3,000 ℓ)	1 基
集中制御室・機械室	21 型カラーモニター	1 台		上水ポンプ	1 基
	9 画面デジタルマルチビューアー	一式		中水 (雨水) ポンプ	1 基
	動物用保冷库	1 基		排水ポンプ	5 基
	サービスタンク (灯油 190 ℓ)	1 基		污水处理設備 (ユニット型浄化槽 25 人槽)	1 基

(5) 主要備品

品 名	数量	品 名	数量
電動手術台	2 台	冷蔵ショーケース (薬品保管用)	1 台
无影灯	2 台	冷蔵庫	1 台
吸入麻酔器	1 台	生物顕微鏡 (デジタル撮影・モニター装置付)	一式
人工呼吸器	1 台	実体顕微鏡	1 台
電気メス	1 台	生化学検査装置	1 台
機械器具戸棚	2 台	自動血球計数装置	1 台
EOG 滅菌器	1 台	シャーカステン (壁掛け型)	2 台
動物専用エックス線撮影装置	1 台	輸液ポンプ	1 台
自動現像器 (エックス線フィルム現像用)	1 台	乾熱滅菌器	1 台
ステンレス処置台	1 台	ヘマトクリット遠心機	1 台
シャワー付ステンレスシンク (動物洗浄用)	3 台	孵卵器	1 台
検査台 (シンク付)	1 台	公用車 (監視・捕獲・輸送車両)	2 台
実験器具乾燥庫	1 台	ハンドパレットトラック (ケージ輸送用)	2 基
マイクロチップリーダー	4 台	バイオハザード対策用キャビネット	1 台

(6) 平面図

○ 管理棟



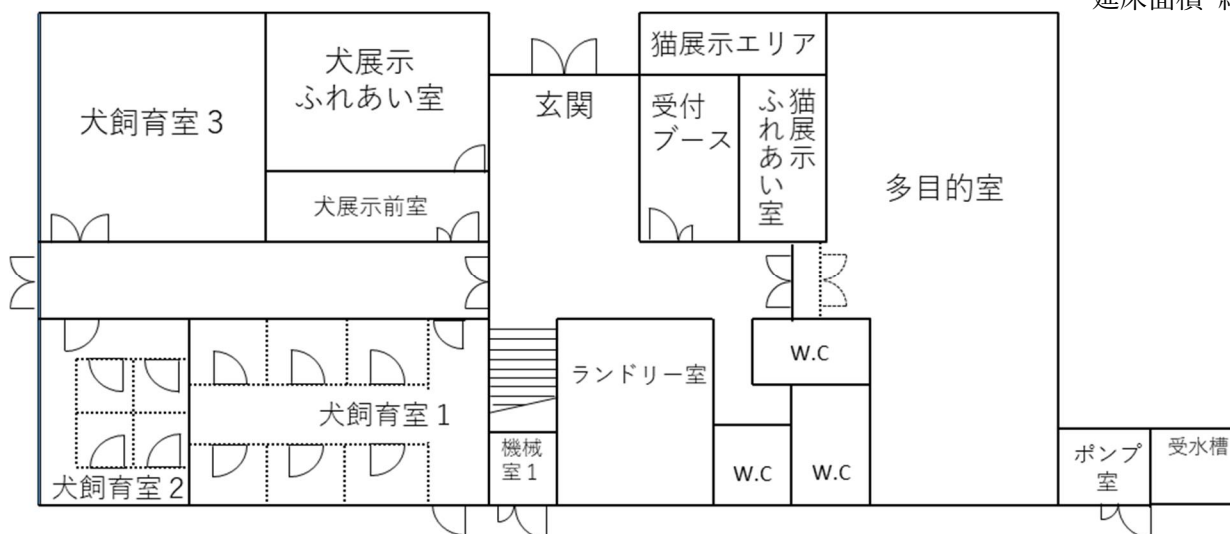
単位：m²

	地上2階、地下1階
2階部分	511.3
1階部分	534.9
地下1階部分	622.5
計	1,668.7

○ 譲渡推進棟

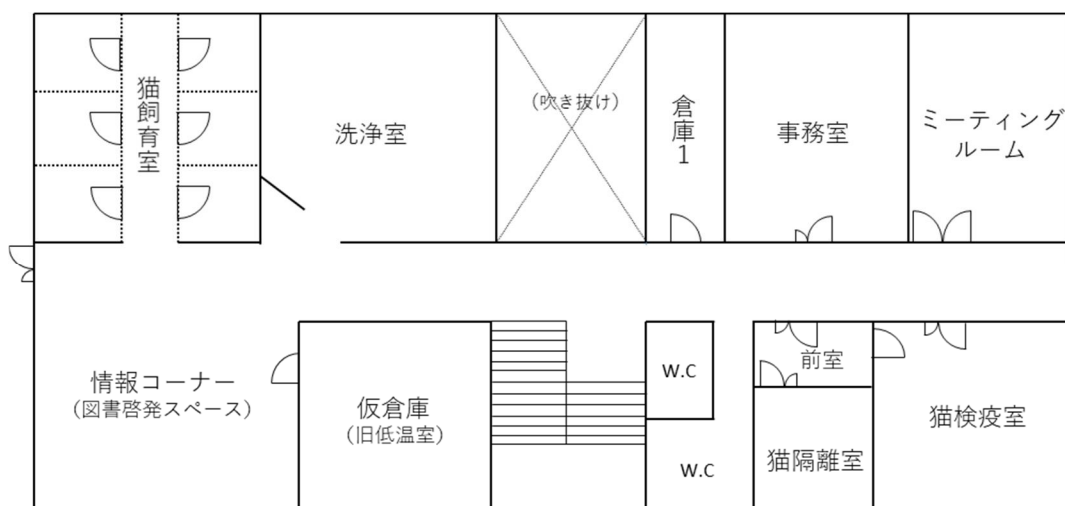
本館 1 F

延床面積 約 339 m²



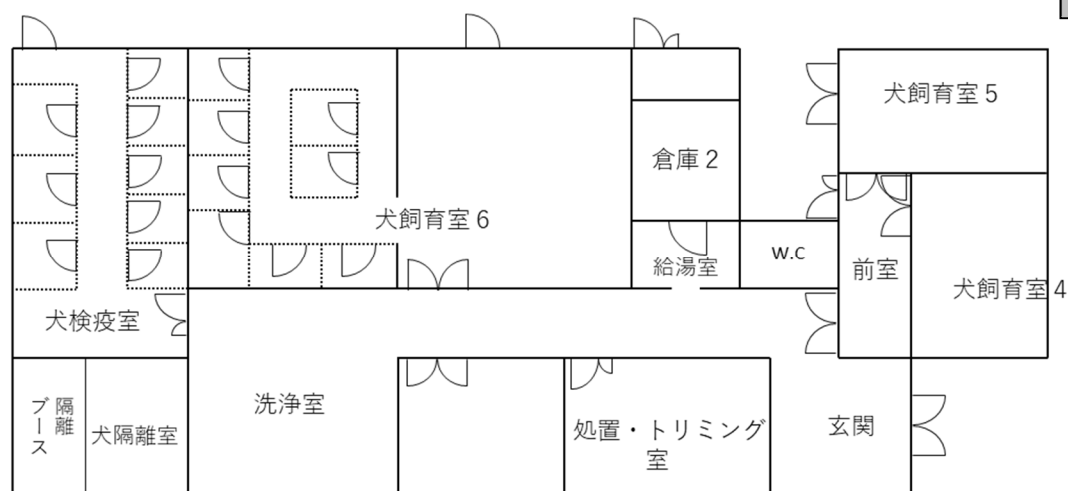
本館 2 F

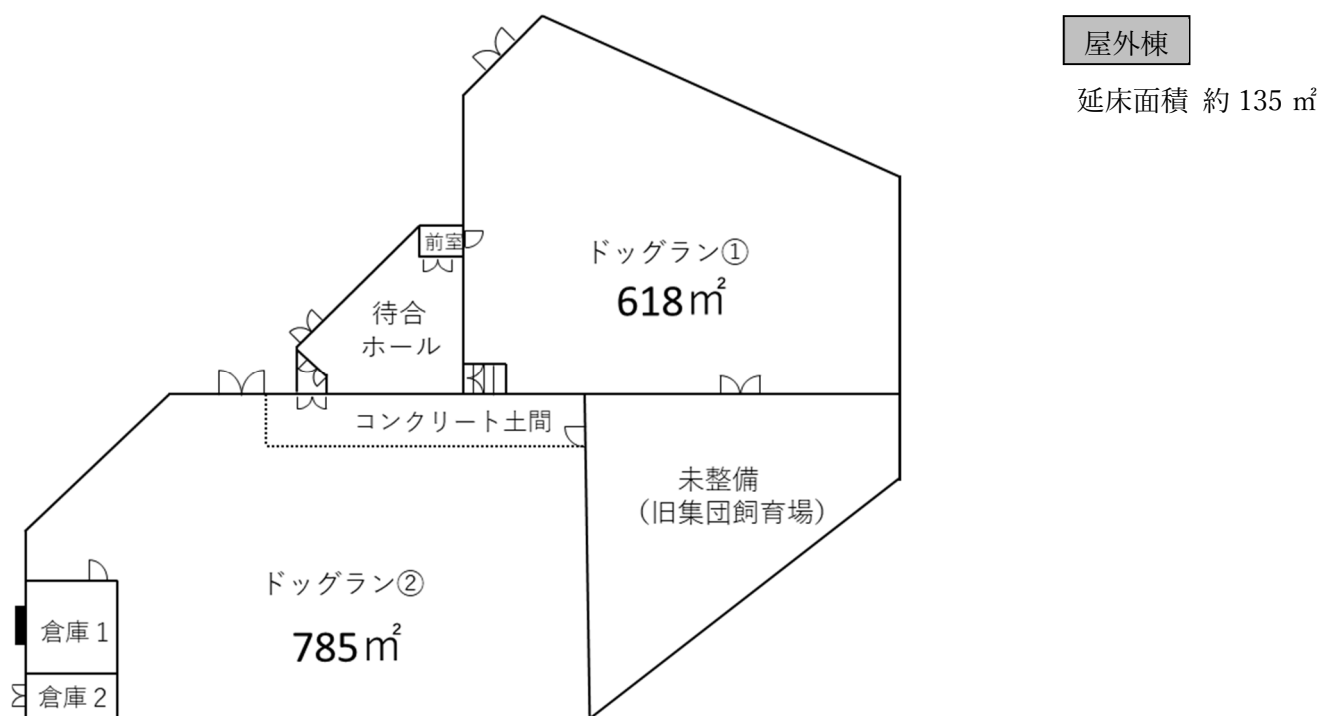
延床面積 約 339 m²



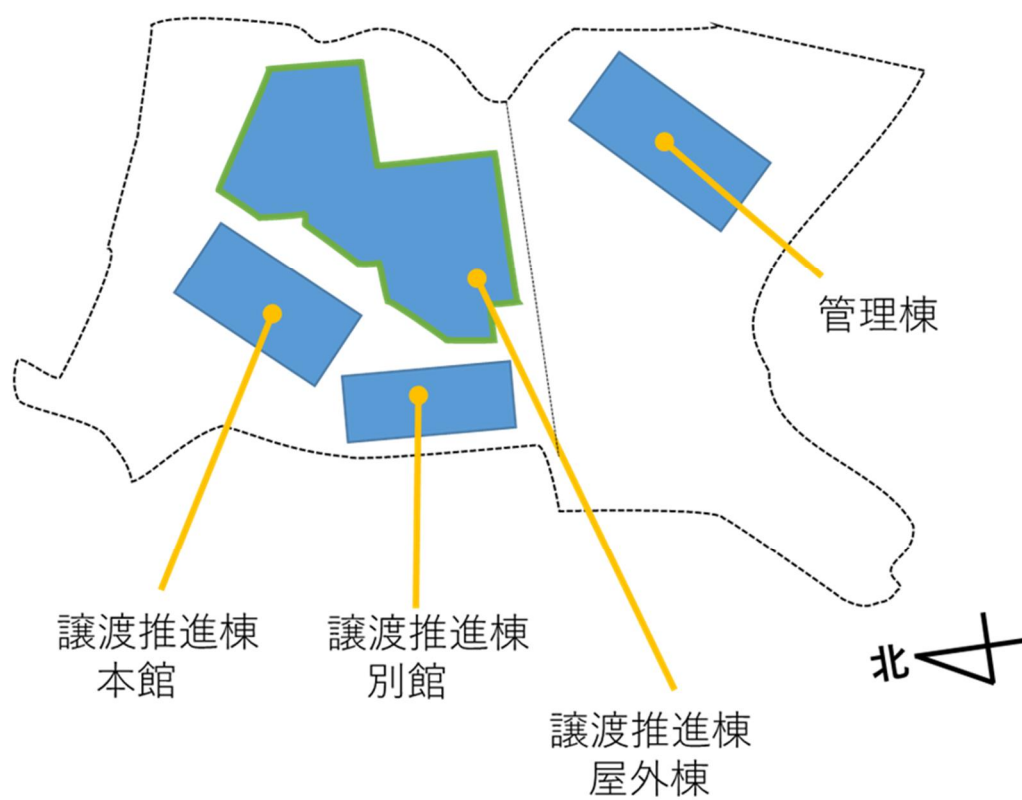
別館

延床面積 約 339 m²



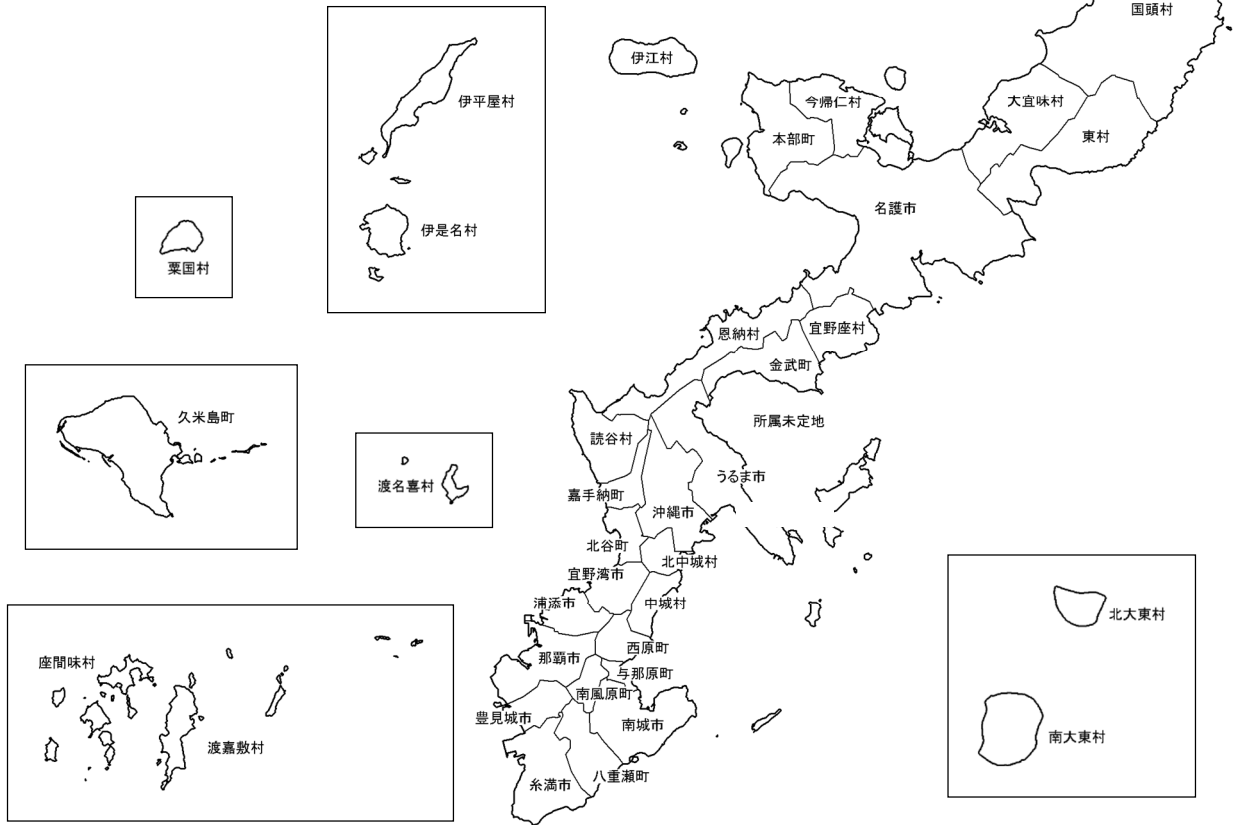


○ 設置位置図

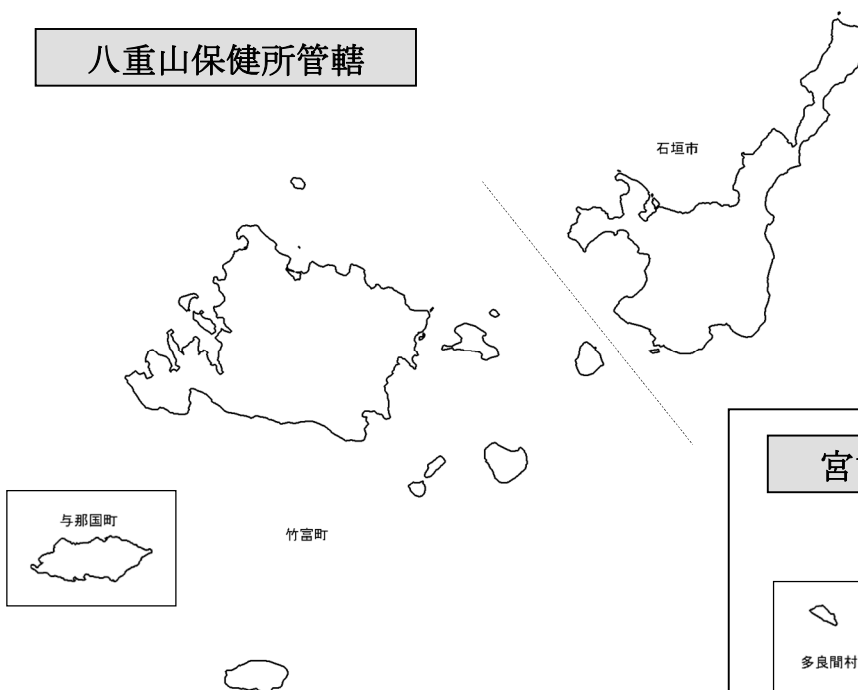


4 管轄区域

動物愛護管理センター管轄



八重山保健所管轄



宮古保健所管轄



5 年間実施事業

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
動物愛護思想の普及啓発	動物愛護週間行事の実施						*		*				
	動物愛護パネルなどの展示・チラシの配布	●	-----										>
	しつけ教室の実施	●	-----										>
	ふれあい広場・ドッグランの設置	●	-----										>
	動物飼養管理・健康相談受付	●	-----										>
	施設見学者への講習会実施	●	-----										>
譲渡	犬の譲渡講習会（毎月3回）	●	-----										>
	猫の譲渡（随時）	●	-----										>
	登録ボランティアへ収容動物の譲渡	●	-----										>
負傷動物	負傷動物の収容	●	-----										>
	負傷動物の治療・飼養管理	●	-----										>
犬・猫の引取	飼い主からの引取	●	-----										>
	引取依頼をした飼い主への指導啓発	●	-----										>
飼養管理等	犬・猫の飼養管理	●	-----										>
	犬・猫の返還	●	-----										>
	咬傷犬の検診	●	-----										>
	終末処分	●	-----										>
危害防止対策等	犬の収容（捕獲）	●	-----										>
	市町村役場との犬の合同捕獲	●	-----										>
	犬・猫に関する苦情の処理	●	-----										>
	犬・猫の正しい飼い方指導	●	-----										>
動物取扱業特定動物飼養保管※	動物取扱業者・特定動物飼養保管業者に対する助言・指導	●	-----										>
	動物取扱業監視指導計画に基づく監視・指導	●	-----										>
	動物取扱責任者研修							*					
調査研究	人獣共通感染症等の調査研究	●	-----										>
	負傷動物の診断・治療に関する研究	●	-----										>
	繁殖制限に関する調査研究	●	-----										>
	犬の事故防止に関する調査研究	●	-----										>
会議・研修等	全国動物管理関係事業所協議会全国会議（書面開催）						*						
	全国動物管理関係事業所協議会九州ブロック会議					*							
	動物愛護管理研修（環境省）				*								
	狂犬病診断研修										*		

Ⅱ 業務概要

1 動物愛護思想の普及啓発業務

動物愛護思想の普及啓発業務

動物愛護思想の高揚を図り、生命尊重、友愛及び平和の情操涵養と動物による危害を防止し、人の生命、身体及び財産等の安全を確保するために適正な飼養管理指導を実施しています。

当センターには、逸走した動物を捜している飼い主、犬・猫の引取を依頼する方、または犬・猫の譲渡を希望する方等多数の県民が来所します。この機会を活用して、動物の生態や習性を理解していただき、責任を持って終生飼養すること、繁殖を希望しない飼養者（飼い主）には、その動物に不妊・去勢手術を受けさせるよう指導・助言を行い、動物の正しい飼い方の啓発に努めています。

また、動物愛護等に関するパンフレット、リーフレット等を常時窓口を設置、配布することで、その普及啓発にも努めています。さらに窓口・電話では当センターで実施している次の事業に関する案内や説明、そして助言等を行っています。

- ア 動物の正しい飼い方の指導（捨て犬、捨て猫の防止）
- イ 動物に関する健康相談等
- ウ 犬・猫の譲渡及び譲渡講習会の実施
- エ 犬の適正飼養講習会の実施
- オ 負傷動物の収容、応急処置及び飼養管理
- カ 動物愛護週間と動物慰霊祭の実施

（１） 窓口・電話受付の状況

① 窓口受付の状況（令和５年度・月別）

（人数）

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
狂犬病 予防関 係	抑留	捕獲・保護頭数	4	10	8	3	17	6	2	8	9	7	6	8	88	
	登録・予防注射問い合わせ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	陳情・ 苦情等	放し飼い犬指導依頼	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	
		野犬捕獲依頼	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4	
		行方不明犬問い合わせ	19	25	24	25	52	20	27	25	31	29	20	40	337	
		咬傷事故等の苦情	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
		住居環境等の苦情	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		家畜・作物等の被害	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
		その他	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	2	6	
	動物愛 護管 理関 係	引取	犬	引取等依頼件数	1	2	6	0	3	2	5	4	0	3	3	0
譲渡（生後91日未満）				67	46	23	47	48	34	53	54	71	38	74	55	610
猫			引取等依頼件数	7	3	0	5	3	4	2	1	2	2	3	1	33
			譲渡	10	5	9	12	5	6	9	8	11	10	5	2	92
負傷動物 の収容・ 処分		犬	収容依頼数	3	0	0	0	0	0	0	2	1	0	4	1	11
		猫	収容依頼数	2	9	6	3	4	6	4	8	1	2	0	0	45
死亡		その他	収容依頼数	1	2	1	2	2	3	1	4	2	6	2	1	27
		犬	収容依頼数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
苦情等		猫	収容依頼数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		行方不明猫問い合わせ		0	0	2	3	5	1	9	6	2	2	1	1	32
		住居環境等の苦情		3	2	0	0	5	0	0	0	0	0	0	2	12
		その他		3	2	0	6	0	3	1	3	3	2	3	0	26
		その他(多頭飼育)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共通事 項		施設見学		0	0	0	2	143	4	21	0	0	6	85	12	273
	体験学習		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	講習		0	0	0	0	0	1	0	0	24	0	0	0	25	
	飼い方・健康相談	犬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		猫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
	動物取扱業に関する事項		65	189	73	48	34	71	46	42	36	47	43	30	724	
	その他 ※		43	64	68	67	37	48	38	49	27	43	21	47	552	
合 計			230	359	220	223	358	210	219	214	225	202	273	204	2,937	

※ 9月の「その他」には、動物慰霊祭参列者を含みます

② 窓口受付の状況（過去5年間・年度別）

（人数）

				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
狂犬病 予防 関係	抑留	捕獲・保護頭数		232	191	177	128	88
	登録・予防注射問い合わせ			4	3	2	1	0
	陳情・苦情等		放し飼い犬指導依頼	0	0	1	0	2
			野犬捕獲依頼	2	4	2	4	4
			行方不明犬問い合わせ	639	498	444	405	337
			咬傷事故等の苦情	1	0	2	5	1
			住居環境等の苦情	2	0	0	0	0
			家畜・作物等の被害	0	0	0	0	1
その他	18		14	3	5	6		
動物愛護 管理 関係	引取	犬	引取等依頼件数	40	20	38	24	29
			譲渡（生後91日未満）	2,344	1,913	1,114	1,342	610
		猫	引取等依頼件数	140	78	73	49	33
			譲渡	568	465	374	233	92
	負傷動物の 収容・処分	犬	収容依頼数	6	6	14	32	11
		猫	収容依頼数	67	79	114	87	45
		その他	収容依頼数	23	54	66	48	27
	死亡	犬	収容依頼数	3	0	5	0	0
		猫	収容依頼数	8	1	3	2	0
	苦情等	行方不明猫問い合わせ		51	47	37	37	32
		住居環境等の苦情		6	1	0	5	12
		その他		213	294	56	27	26
		その他(多頭飼育)		-	-	6	14	0
		その他（虐待）		-	-	14	1	5
共通 事項	施設見学			276	95	28	77	273
	体験学習			116	35	2	0	1
	講習			24	0	2	59	25
	飼い方・健康相談		犬	3	23	10	11	0
			猫	9	6	6	1	1
	動物取扱業に関する事項			634	614	699	1,120	724
	その他			717	751	863	776	552
合 計				6,146	5,192	4,155	4,493	2,937

③ 電話受付の状況（令和5年度・月別）

（件数）

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
狂犬病 予防 関係	陳情・ 苦情等	登録・予防注射問い合わせ		5	0	2	0	1	0	0	1	3	0	0	1	13
			放し飼い犬指導依頼	1	2	2	0	13	6	0	3	2	1	1	5	36
			野犬捕獲依頼	5	2	5	5	2	4	8	10	6	11	6	3	67
			行方不明犬問い合わせ	76	78	66	61	120	82	102	78	66	76	62	85	952
			咬傷事故等の苦情	3	6	4	6	9	11	22	14	11	1	3	13	103
			住居環境等の苦情	2	3	4	7	6	4	10	13	11	4	7	21	92
			家畜・作物等の被害	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
			その他	8	10	14	7	12	15	11	12	24	30	26	34	203
動物愛護 管理 関係	引取	犬	引取等依頼件数	7	4	6	4	7	7	10	9	7	7	20	8	96
			譲渡（生後91日未満）	35	9	35	17	11	47	28	28	20	38	33	49	350
		猫	引取等依頼件数	56	72	97	56	61	63	87	33	28	14	27	16	610
			譲渡	9	3	8	6	1	15	14	17	10	10	9	9	111
	負傷動物の 収容・処分	犬	収容依頼数	8	3	3	1	1	3	6	7	10	5	5	7	59
		猫	収容依頼数	30	34	42	16	26	20	39	16	15	13	9	14	274
		その他	収容依頼数	7	7	2	4	7	11	4	12	6	9	7	7	83
	死亡	犬	収容依頼数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		猫	収容依頼数	0	4	1	3	1	1	2	1	1	1	1	1	17
	苦情等	行方不明猫問い合わせ		19	30	23	43	30	29	44	37	49	28	47	59	438
		住居環境等の苦情		8	24	27	39	15	16	24	14	13	5	27	19	231
		その他		26	22	18	14	18	38	51	59	58	48	36	32	420
		その他(多頭飼育)		3	3	0	1	1	3	2	5	2	2	1	0	23
		その他（虐待）		4	2	8	7	4	12	7	1	6	6	4	8	69
共通事項	施設見学		0	1	2	4	7	2	1	2	1	1	2	1	24	
	体験学習		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	4	
	講習		1	0	1	1	1	0	2	0	1	1	0	0	8	
	飼い方・健康相談	犬	1	2	2	0	4	2	1	3	0	2	0	1	18	
		猫	0	6	5	0	6	4	0	0	1	10	1	3	36	
	動物取扱業に関する事項		83	158	110	73	81	126	169	137	98	111	108	93	1,347	
	その他		176	149	159	170	153	215	253	265	202	169	239	298	2,448	
合 計			573	636	646	545	598	736	897	778	651	603	684	787	8,134	

④ 電話受付の状況（過去5年間・年度別）

（件数）

				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	登録・予防注射問い合わせ			20	32	31	35	13
	陳情・苦情等	放し飼い犬指導依頼		21	20	34	16	36
		野犬捕獲依頼		105	62	57	58	67
		行方不明犬問い合わせ		1,772	1,892	1,278	1,176	952
		咬傷事故等の苦情		58	97	108	98	103
		住居環境等の苦情		23	15	19	18	92
		家畜・作物等の被害		1	0	0	0	1
		その他		216	190	91	173	203
動物愛護 管理 関係	引取	犬	引取等依頼件数	236	196	163	117	96
			譲渡（生後91日未満）	1,042	1,430	875	771	350
		猫	引取等依頼件数	1,042	1,085	1,258	1,120	610
			譲渡	254	286	349	265	111
	負傷動物の 収容・処分	犬	収容依頼数	91	80	62	113	59
		猫	収容依頼数	420	360	433	329	274
		その他	収容依頼数	110	171	195	132	83
	死亡	犬	収容依頼数	19	18	9	1	1
		猫	収容依頼数	36	27	30	8	17
	苦情等	行方不明猫問い合わせ		539	538	477	441	438
		住居環境等の苦情		333	190	74	126	231
		その他		－	－	236	376	420
		その他(多頭飼育)		－	－	43	52	23
		その他（虐待）		644	590	226	43	69
共通 事項	施設見学			49	17	20	16	24
	体験学習			22	3	5	3	4
	講習			4	7	2	6	8
	飼い方・健康相談	犬	76	119	35	15	18	
		猫	82	142	115	9	36	
	動物取扱業に関する事項			1,124	1,129	1,487	1,507	1,347
	その他			2,421	2,120	2,211	3,026	2,448
合 計				10,760	10,816	9,923	10,050	8,134

（2） 犬猫等の譲渡

県民に動物愛護思想の高揚と適正な飼養管理の普及啓発を図るとともに、動物に生存の機会を与えるため、飼養希望者が愛情と責任を持って終生飼養することを条件に、譲渡適性があると判断した犬猫等を飼養希望者へ譲渡（飼養者譲渡）あるいはボランティア登録している団体へ譲渡（ボランティア譲渡）しています。

① 犬・猫の譲渡状況

（頭）

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
犬	飼養者譲渡	子犬	0	0	3	4	1	0	0	0	0	0	2	1	11
		成犬	1	4	1	2	0	4	2	3	2	0	2	2	23
	ボランティア譲渡	子犬	0	1	8	0	0	0	0	0	0	6	11	2	28
		成犬	32	10	12	9	21	12	13	17	20	14	24	20	204
	合計		33	15	24	15	22	16	15	20	22	20	39	25	266
猫	飼養者譲渡	子猫	0	1	9	5	3	9	3	5	4	2	1	0	42
		成猫	2	1	3	6	1	0	7	2	6	3	3	1	35
	ボランティア譲渡	子猫	0	6	3	2	4	5	0	0	0	0	0	0	20
		成猫	13	3	0	3	9	5	2	1	0	2	12	3	53
	合計		15	11	15	16	17	19	12	8	10	7	16	4	150

※子犬・子猫：収容時の月齢が3ヶ月未満のもの

※宮古・八重山保健所から移送され譲渡されたものを除く

※譲渡した月で集計

② 犬の譲渡会・譲渡講習会の開催状況

犬の譲渡においては、不適切な飼い方・しつけ方による無駄吠えなどの問題行動や咬傷事故を防止し、動物愛護精神を普及することを目的として、譲渡前に犬の正しい飼い方・しつけ方の講習会（譲渡講習会）を実施しています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
譲渡会回数	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	34
受講者数	0	14	8	17	10	17	22	16	11	20	16	17	168

③ 不妊去勢手術実施状況

主に飼養者譲渡した犬・猫、ボランティア譲渡した犬・猫ならびに保護収容したその他動物等を対象に実施するほか、地域猫等の活動を支援しています。

(頭)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
犬	飼養者譲渡	3	4	10	6	4	3	2	4	2	5	3	8	54
	ボランティア譲渡	23	6	5	2	10	0	5	3	2	5	4	13	78
	合計	26	10	15	8	14	3	7	7	4	10	7	21	132
猫	飼養者譲渡	1	10	19	20	14	11	9	12	9	1	2	1	109
	ボランティア譲渡	6	0	1	3	0	1	2	0	0	0	3	0	16
	地域猫・TNR	7	5	1	5	0	10	17	20	19	29	23	11	147
	合計	14	15	21	28	14	22	28	32	28	30	28	12	272
その他（うさぎ等）		0	0	0	1	0	1	0	6	1	0	0	0	9
合計		40	25	36	37	28	26	35	45	33	40	35	33	413

(3) 負傷動物の保護収容

道路や公園などの公共の場所において、病気やけがをした飼い主不明の動物については、保護収容し、必要に応じて応急処置等を行っています。

① 負傷動物の保護収容状況

(頭)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
犬	7	7	6	6	5	4	5	2	11	9	3	5	70
猫	11	24	23	14	6	17	17	12	13	8	4	10	159
その他	2	3	3	4	4	3	2	1	0	7	4	0	33
合計	20	34	32	24	15	24	24	15	24	24	11	15	262

② 負傷動物（その他）の内訳

収容動物名	収容数	結果				
		終末処分	死亡	放鳥	返還	譲渡
アオサギ	1		1			
イソヒヨドリ	3		2	1		
カラス	1			1		
コウモリ	4	1		3		
セキセイインコ	1		1			
タカ系	1			1		
ツミ	1			1		
ニワトリ	4	1				3
ハト	16	4	5	6		1
マングース	1		1			
合計	33	6	10	13	0	4

(4) 動物愛護思想の普及啓発活動

① 体験・インターンシップ

当センターでは、小学校高学年以上の児童生徒、学生に対する動物愛護教育の一貫として「体験・インターンシップ」の受け入れを実施しています。

ア 内容

- ・動物愛護管理行政についての講習 ・検査室実習
- ・負傷動物の治療や不妊去勢手術の見学 ・犬の譲渡会、犬の正しい飼い方講習会への参加
- ・犬の飼育管理

イ 受付方法および実績

事前に電話等で申し込みしていただき、担当との調整後に人数や日程を決定いたします。

実施年月日	対 象	参加人数（内引率）
令和 5 年 7 月 3 1 日	沖縄ペットワールド専門学校	29 (1)
令和 5 年 8 月 4 日	沖縄ペットワールド専門学校	33 (1)
令和 5 年 8 月 7 日	沖縄ペットワールド専門学校	23 (1)
令和 5 年 8 月 1 0 日	沖縄ペットワールド専門学校	33 (1)
令和 5 年 8 月 2 9 日	沖縄ペットワールド専門学校	22 (1)
令和 5 年 1 0 月 3 日	沖縄ペットワールド専門学校	20 (1)
令和 6 年 3 月 1 8 ～ 2 2 日	福岡ECO動物海洋専門学校	1
実施回数 : 7 回	参加人数合計 : 1 6 1 (6) 名	

② 施設見学・取材等

当センターでは、日頃行っている業務や犬猫等に関する沖縄県内の状況をより多くの方に知っていただくため、「施設見学・取材等」の受け入れを実施しています。

ア 内容

- ・施設見学 ・業務内容説明等

イ 受付方法および実績

事前に電話等で申し込みしていただき、担当との調整後に人数や日程を決定いたします。

原則として、祝祭日を除く月～金曜日の朝 10 時～午後 4 時の間の 1 時間から 3 時間程度です。

実施年月日	対 象	参加人数（内引率）
令和 5 年 7 月 2 1 日	大学生	1
令和 5 年 8 月 2 1 日	小学生	2 (1)
令和 6 年 2 月 2 9 日	大里北小学校	8 5 (4)
実施回数 : 3 回	参加人数合計 : 8 8 (5) 名	

③ 犬猫の正しい飼い方講習会等

ハピアニおきなわ（譲渡推進棟）では、動物愛護思想及び犬猫の適正飼養についての普及啓発活動の一貫として「犬猫の正しい飼い方講習会等」を実施しています。

ア 受付方法および実績

電話での申し込みが必要です。※問い合わせ窓口：ハピアニおきなわ（譲渡推進棟）

内容	回数	参加人数
パピークラス	4	52
成犬レッスン	7	42
キティクラス	6	42
実施回数 : 17 回	参加人数合計 : 136 名	

⑤ その他

成犬譲渡を促進する取り組み ～「成犬譲渡促進事業」について～

【経緯・目的】

本事業は、動物愛護管理センターで収容期限が過ぎた成犬について、県内児童福祉施設の児童・生徒たちが専門トレーナーと協力しながら犬にしつけを施すことで、新たな飼い主への譲渡へつなげることを企図するとともに、子供たちの精神面での成長にも寄与する、プログラムの作成を行うものです。

このプログラムを活用することで、子犬に比べ譲渡率が低い成犬でも、家庭犬として十分に適正があることを普及啓発し、成犬の譲渡率が上がり、殺処分減への気運を高め、さらなる取り組みの広がりへつなげて行くことが期待されます。

【譲渡希望申請】

成犬譲渡促進プログラムの対象犬については、一定の期間を経た後、希望者への譲渡を行っています。その際、動物愛護管理センターで開催する譲渡講習会の参加及び一定の条件を満たす必要があります。

※詳しくは、下記アドレスを参照の上、お電話にてお問合せください。

<https://www.pref.okinawa.jp/kurashikankyo/petgaiju/1018720/1005084.html>

【実績】

	日程	対象
令和3年度	令和3年5月から8月	沖縄女子学園
令和4年度	令和4年6月から9月	沖縄女子学園
	令和5年2月から6月	沖縄女子学園
令和5年度	令和5年7月から11月	沖縄女子学園
	令和6年3月から7月	沖縄女子学園

⑥ 捨て犬・捨て猫防止キャンペーン

毎年、ゴールデンウィーク期間中は、北部地域をはじめ県内各地の行楽地において、心ない人による犬や猫の置き去り、遺棄等が増加すると言われています。このような行為は、地域住民の生活環境に悪影響を与えるほか、ヤンバルクイナをはじめとする希少野生生物にとっても大きな脅威となっており、動物愛護の観点からも、捨て犬や捨て猫を未然に防止する必要があります。

以上のことから、行楽客をはじめ広く県民に、捨て犬や捨て猫（動物遺棄）の防止を啓発するとともに、県民の動物愛護思想涵養に資する目的で実施しています。

平成5年度捨て犬・捨て猫防止キャンペーン

ア 主催 沖縄県環境部

イ 日時

令和5年4月25日（火） 16:45～17:30

ウ 場所

県民広場

エ 内容

- ・啓発用リーフレット等の配布
- ・のぼり、横断幕等の設置

⑦ 動物愛護週間行事

毎年9月20日から9月26日までの『動物愛護週間』に、動物愛護思想を県民に広く普及啓発することを目的として下記のような行事を開催しました。

動物愛護週間行事実施要綱

第1 趣旨

動物愛護週間（9月20日から同月26日まで）は、命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めることをその目的としており、動物愛護週間行事を実施することにより、広く県民の間に動物愛護思想の普及啓発を図り、あわせて生命尊重、友愛および平和の情操の涵養を図る。

第2 根拠

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第3条により、国および地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養について、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動を通じて普及啓発を図るよう努めることとされており、さらに同法第4条により、動物愛護週間において、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めることとされている。

第3 実施主体

- (1) 主催 沖縄県
- (2) 共催 公益社団法人沖縄県獣医師会
- (3) 後援 沖縄県市長会、沖縄県町村会

- (4) 協賛 公益財団法人沖縄こどもの国、
公益社団法人日本愛玩動物協会沖縄県支所
沖縄県公衆衛生獣医師協議会
各メディア機関

2 実施機関等については、必要に応じて変更することができる。

3 共催、後援及び協賛については毎年各機関・団体等の承諾を得ることとする。

第4 実施期間

動物愛護週間中を基本とし適宜設定する。

第5 実施事業の概要

1 実施事業は次のとおりとする。

(1) 動物愛護週間の広報

県、市町村および関係機関は、ポスター、チラシ、広報紙、新聞、ラジオおよびテレビ等により、動物愛護週間の趣旨および実施行事について、広く県民に対して周知啓発を行う。

(2) 動物愛護図画コンクールおよび優秀作品の展示

県内の幼稚園児、保育園児および小学生を対象とした図画コンクールを行い、優秀作品を表彰する。加えて、県庁および沖縄県動物愛護管理センター等において優秀作品の展示を行う。

(3) 動物愛護街頭キャンペーン

動物愛護週間の趣旨の周知を目的として、チラシ等を作成し街頭にて配布する。

(4) 動物愛護の集い

動物愛護思想の普及啓発を図るため、動物愛護の集い会場において、動物愛護図画コンクール表彰式、犬・猫とのふれあい、パネル展示、沖縄県獣医師会による犬猫不妊去勢手術助成事業受付（事業の趣旨および実施方法の周知等）および動物健康相談等、各種イベントを行う。

(5) 動物慰霊祭

沖縄県動物愛護管理センターにおいて、県、市町村および関係機関ならびに一般県民の参列により、人間の都合によってその天寿を全うすることができなかった動物たちの冥福を祈る。

2 実施事業については、必要に応じて内容を変更できるものとし、また、前各号以外の事業も実施できるものとする。

令和５年度動物愛護週間行事日程

１ 令和５年度動物愛護図画コンクール優秀作品展示

日 程 および 場 所

- ① 令和５年９月２０日（水）から１０月９日（月）
沖縄県立図書館
- ② 令和５年１０月１１日（水）から１０月２５日（水）
沖縄県動物愛護管理センター
- ③ 令和５年１１月１９日（日）
イオン那覇店前広場（動物愛護の集い会場）

２ 動物愛護街頭キャンペーン

- （１） 日 時 ： 令和５年９月２０日（水） １６：４５～１７：３０
- （２） 場 所 ： 県民広場および交差点周辺 （那覇市）
- （３） 内 容 ： 動物愛護思想の普及啓発を目的としたリーフレット等の配布

３ 動物愛護週間行事（宮古および八重山）

- （１） 日 程 ： 令和５年９月～１１月
- （２） 場 所 ： 宮古および八重山各保健所管内
- （３） 内 容 ： 詳細については、各保健所にお問い合わせ下さい。

４ 動物慰霊祭

- （１） 日 時 ： 令和５年９月１５日（金） １５：３０～１６：３０
- （２） 場 所 ： 沖縄県動物愛護管理センター
- （３） 内 容 ： 動物愛護管理センターにおいて、県、市町村および関係機関ならびに多くの県民の参列により、人間の都合によってその天寿を全うすることができなかった動物達の冥福を祈る。

５ 動物愛護の集い

- （１） 日 時 ： 令和５年１１月１９日（日） １１：００～１５：００
- （２） 場 所 ： イオン那覇店前広場（那覇市）
- （３） 内 容 ： 令和５年度動物愛護図画コンクール表彰式、優秀作品の展示
犬猫とのふれあい、犬猫譲渡会、パネル展示等の各種イベントを実施

2 動物の管理指導業務

動物の管理指導業務

動物による人の生命、身体及び財産等の侵害を防止するため、『狂犬病予防法』および『動物の愛護及び管理に関する法律』に基づき、次の業務を行っています。

- ア 動物の適正な飼養及び管理に関する助言や指導
 - イ 捕獲または保護により収容された犬・猫の管理、返還、譲渡及び処分
 - ウ 飼えなくなった犬・猫の引取り及び処分（原則拒否）
 - エ 関係機関との徘徊犬合同捕獲
 - オ 苦情の受理及びその処理
 - カ 咬傷犬の狂犬病鑑定
 - キ その他
- ※ 収容された犬、猫等の管理及び処分業務等は一部委託

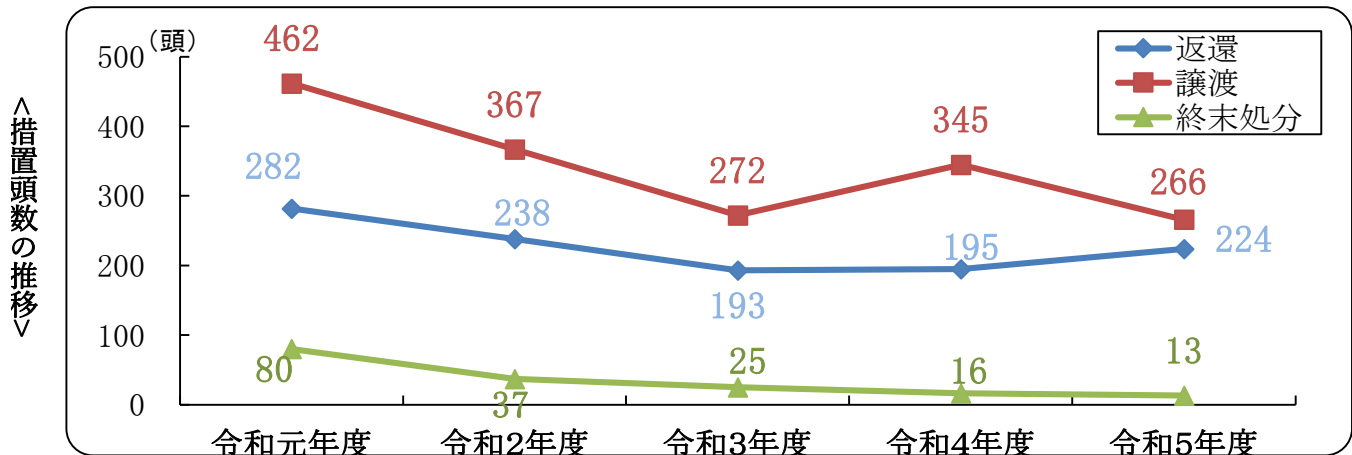
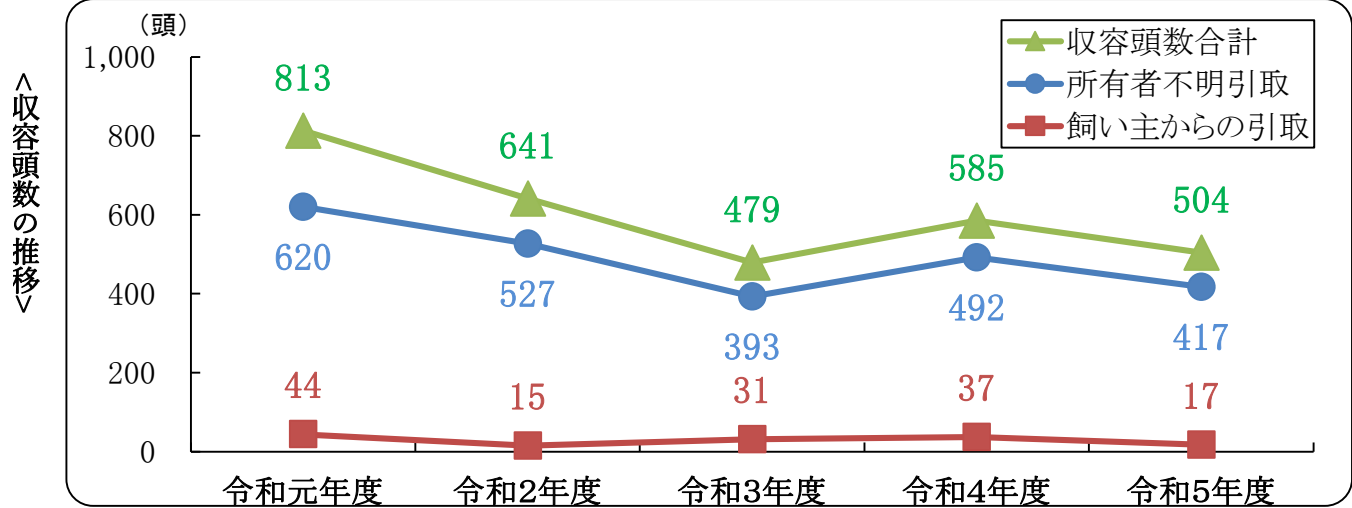
（１）犬の収容及び措置状況（過去５年間・年度別）

	収容頭数（うち幼齢・幼犬）			収容犬の措置頭数		
	所有者不明引取	飼い主からの引取	負傷	返還（返還率）	譲渡（譲渡率）	終末処分（処分率）
令和元年度	620（53）	44（0）	149	282（36.7%）	462（56.8%）	80（9.8%）
令和２年度	527（64）	15（0）	99	238（38.0%）	367（57.3%）	37（5.8%）
令和３年度	393（44）	31（1）	55	193（43.1%）	272（56.8%）	25（5.2%）
令和４年度	492（75）	37（0）	56	195（35.6%）	345（59.0%）	16（2.7%）
令和５年度	417（47）	17（0）	70	224（46.0%）	266（52.8%）	13（2.6%）

注１：離乳していない個体を「幼齢」、３ヶ月未満の個体を「幼犬」、３ヶ月以上の個体を「成犬」としている

注２：那覇市で捕獲・保護・引取りされた犬の頭数は含みません

注３：負傷数には疾病（皮膚病など）も含みます



(2) 市町村別 犬引取頭数・返還頭数

	所有者不明引取※	飼主からの引取	返 還※
国 頭 村	1		1
大 宜 味 村	1		
東 村	6 (3)	4	
今 帰 仁 村	1 3 (1)		2
本 部 町	9		3
名 護 市	7 3 (6)		1 7
伊 平 屋 村			
伊 是 名 村			
伊 江 村			
宜 野 座 村	1 2 (2)		2
恩 納 村	1 5 (4)		2
金 武 町	1 3		3
読 谷 村	1		
う る ま 市	8 0 (1 5)	1	3 3
嘉 手 納 町	3		2
沖 縄 市	6 0	9	4 4
北 谷 町	9		3
宜 野 湾 市	1 4		1 4
北 中 城 村	2		1
中 城 村	1 5	1	4
浦 添 市	1 9	1	1 2
粟 国 村			
久 米 島 町			
渡 名 喜 村			
座 間 味 村			
渡 嘉 敷 村			
北 大 東 村			
南 大 東 村			
西 原 町	1 3		9
与 那 原 町	8 (1)		5
南 風 原 町	7		5
豊 見 城 市	1 9		1 0
南 城 市	2 7	1	1 8
八 重 瀬 町	2 2 (2)		8
糸 満 市	3 7 (5)		2 1
那 覇 市			5
米 軍 基 地 内			
合 計	4 7 9 (3 9)	1 7	2 2 4

(うち幼齢・幼犬)

※ 負傷含む

(3) 犬種別の収容頭数（過去3年間・年度別）

犬種名（〇〇系を含む）	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	捕獲	不明引取	飼主引取	合計	捕獲	不明引取	飼主引取	合計	捕獲	不明引取	飼主引取	合計
ゴールデン・レトリバー	1			1				0	2			2
ラブラドル・レトリバー	5	2		7	3			3	1	2		3
シェパード	2			2	1			1	1			1
シベリアン・ハスキー	1	1		2	1			1	3			3
ビットブル	1			1	2			2	3			3
ブルドッグ				0				0				0
ボクサー	2			2				0	2			2
土佐犬				0		2		2				0
ボルゾイ				0				0				0
ロットワイラー			3	3	1			1				0
バセット・ハウンド				0				0		1		1
秋田犬				0	2			2				0
ポストンテリア		1		1				0	1			1
ボーダーコリー	2			2		2		2		1		1
シェットランド・シープドッグ				0				0				0
コッカースパニエル				0				0				0
キャバリア	1			1		1		1				0
柴犬	21	12		33	17	21		38	23	9		32
ビーグル			1	1		2		2	1			1
ウェルシュ・コーギー	1			1	1	3		4	2	1		3
ミニチュアピンシャー	1	3		4	3	4		7	3	3		6
ミニチュアダックスフンド	4	9		13	10	2		12	9	7		16
チワワ	4	2	1	7	8	5		13	16	7		23
シー・ズー	3			3	1	1		2	3	1		4
ヨークシャーテリア	1	2		3	2			2	4			4
マルチーズ		1	1	2	4	1		5	2	5		7
トイ・プードル	9	4	2	15	12	8	1	21	7	8		15
ダルメシアン	1			1		1		1				0
バグ				0	2			2	1			1
フレンチブルドッグ		1		1	1	1		2	4			4
ジャックラッセルテリア	2			2		1		1	1	1		2
アメリカンヘアレステリア				0				0				0
パピヨン	1			1				0	5			5
ボメラニアン	1	2		3		3		3		2		2
シュナウザー		1		1				0	2			2
狆				0		2		2				0
ペキニーズ				0	1			1	1			1
雑種	239	104	23	366	260	156	36	452	257	85	17	359
合計	303	145	31	479	332	216	37	585	354	133	17	504

*不明引取：所有者不明取、*飼主引取：飼い主からの引取

(4) 猫の収容及び措置状況（過去5年間・年度別）

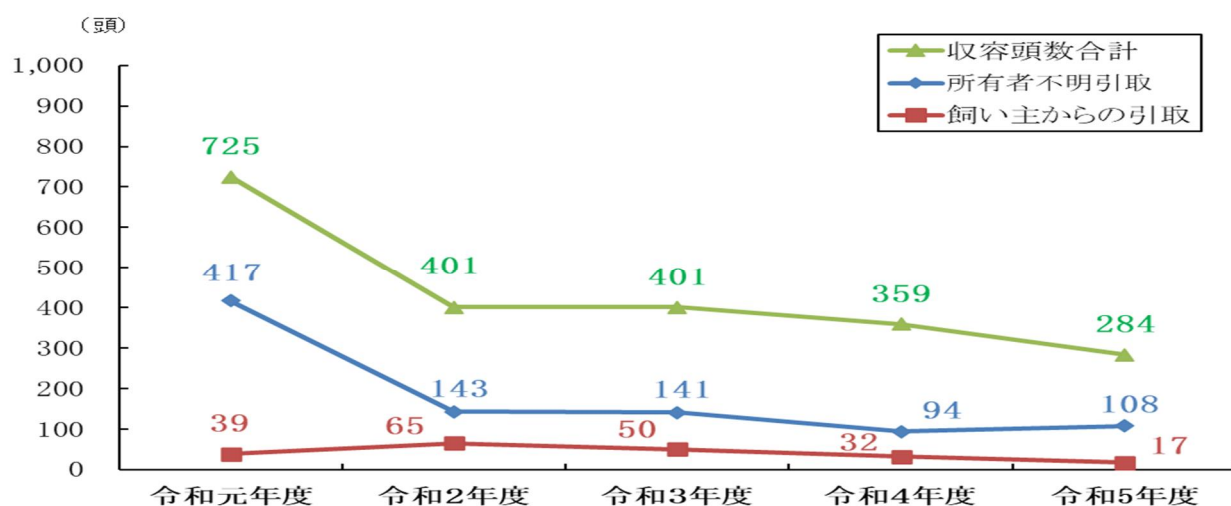
	収容猫頭数（うち幼齢・幼猫）				収容猫の措置頭数		
	所有者不明引取		飼い主からの引取	負傷	返還（返還率）	譲渡（譲渡率）	終末処分（処分率）
令和元年度	417	(176)	39 (10)	269	6 (1.5%)	274 (60.8%)	457 (101.3%)
令和2年度	143	(93)	65 (0)	193	1 (0.3%)	183 (45.9%)	220 (55.1%)
令和3年度	141	(131)	50 (9)	210	3 (1.0%)	225 (63.6%)	172 (48.6%)
令和4年度	94	(52)	32 (0)	233	5 (1.5%)	199 (55.4%)	145 (40.4%)
令和5年度	108	(36)	17 (0)	159	2 (0.7%)	150 (52.8%)	108 (38.0%)

注1：離乳していない個体を「幼齢」、3ヶ月未満の個体を「幼猫」、3ヶ月以上の個体を「成猫」としている

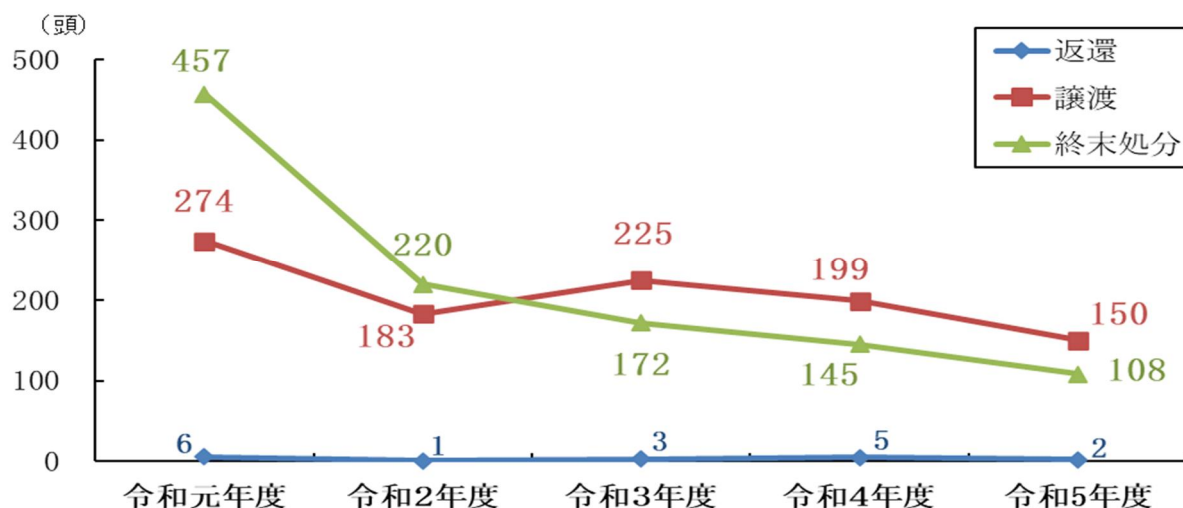
注2：那覇市で捕獲・保護・引取りされた猫の頭数は含みません

注3：負傷数には疾病（皮膚病など）も含みます

△措置頭数の推移▽



△措置頭数の推移▽



(5) 市町村別 猫引取頭数・返還頭数

	所有者不明引取※	飼主からの引取	返 還※
国 頭 村	5		
大 宜 味 村	5		
東 村	1		
今 帰 仁 村			
本 部 町	1		
名 護 市	1 6 (3)		
伊 平 屋 村			
伊 是 名 村			
伊 江 村			
宜 野 座 村			
恩 納 村	2		
金 武 町	3		
読 谷 村	7 (4)		
う る ま 市	2 7 (7)	3	
嘉 手 納 町	2		
沖 縄 市	4 6 (9)	2	1
北 谷 町	7 (2)		
宜 野 湾 市	1 5 (6)	1 2	
北 中 城 村	4		
中 城 村	4 (1)		
浦 添 市	2 1 (6)		
粟 国 村			
久 米 島 町			
渡 名 喜 村			
座 間 味 村			
渡 嘉 敷 村			
北 大 東 村			
南 大 東 村	4 8		1
西 原 町	6		
与 那 原 町	1		
南 風 原 町	7 (1)		
豊 見 城 市	1 0		
南 城 市	1 1 (3)		
八 重 瀬 町	7		
糸 満 市	8 (1)		
那 覇 市	3 (3)		
合 計	2 6 7 (4 6)	1 7	2

(うち幼齢・幼猫)

※ 負傷含む

3 動物取扱業、特定動物飼養・保管 監視業務

動物取扱業、特定動物飼養・保管監視業務

当センターでは、『動物の愛護及び管理に関する法律』第10条の規定に基づく**第一種動物取扱業**※1（販売、保管、貸出し、訓練、展示、その他政令で定める業）の登録および監視業務、ならびに同法第26条の規定に基づく**特定動物**※2の飼養・保管の許可および監視業務を行っています。

※1 哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係わるもの等一部を除く。

※2 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物。

（１）第一種動物取扱業の登録数

（令和6年4月1日時点）

	総施設数	業 種 別 内 訳				
		販売	保管	貸出し	訓練	展示
登録数	476	243	248	17	27	77

※ 1つの施設で複数の業種を登録している場合があるため、総施設数と業種別内訳合計とは一致しません

（２）販売業のうち、主として取り扱う動物の種類並びに登録施設数

（令和6年4月1日時点）

哺乳類		鳥 類		爬虫類	
動物種	登録	動物種	登録	動物種	登録
犬	1 6 8	インコ・オウム	2 4	カメ	5 0
猫	2 6	フィンチ カナリヤ	1 2		
ウサギ	2 0			トカゲ	5 2
げっ歯類	3 0	ハト類	3		
イタチ フェレット	6	キジ類・家禽	1 0	へび	3 5
サル類	5	水鳥	4		
その他	3 5	猛禽類	8	ワニ	2

※ 1つの施設で複数の動物種を取り扱っている場合があるため、総施設数とは一致しません

（３）動物取扱責任者研修

令和5年度動物取扱責任者研修

日程：令和5年10月25日、26日

場所：浦添市てだこホール

出席人数：472名

(4) 特定動物の飼養・保管状況

(令和6年4月1日時点)

	特定動物種類		飼養 頭数	愛がん	販売	展示	試験 研究等	生物学 的製剤	食品・ 飲料の 製造	その他	特定 目的外	生業の 維持
哺乳 綱	霊長目	アテリダエ科	3			2				2		2
		おながざる科	2 4			3				2		1
		ひと科	5			1				1		1
	食肉目	くま科	3			2				2		1
		ねこ科	1 6	1		6						1
	長鼻目	ぞう科	2			1				1		1
	偶蹄目	かば科	2			1				1		1
		きりん科	3			1				1		1
鳥 綱	ひくいどり 目	ひくいどり科	1			1				1		1
	たか目	たか科	1			1				1		
爬虫 綱	かめ目	かみつしがめ科	1 8	2		3				2	3	2
	とかげ目	どくとかげ科	1			1						
		にしきへび科	1 7	4		3				3	1	4
		ボア科	8	3		2				1	1	1
		コブラ科	9 7	1		6				3		3
		くさりへび科	2 0 1	4	2	2 2	4	4	1	5	2	8
	わに目	アリゲーター科	1 8	2		5				2	2	2
		クロコダイル科	3			1				1	1	1

(5) 勧告・命令等件数

第一種動物取扱業者							第一種動物取扱業者 であった者			第二種動物取扱業者 (法第24条の4に基づく準用)			
法第23条第 1項・第2 項に基づく 勧告数	法第23条第 3項に基づく 公表数	法第23条第 4項に基づく 措置命令 数	法第24条第 1項に基づく 立入検査 件数	法第24条第 1項に基づく 立入検査 件数(施設 数)	法第19条に 基づく業務 停止命令数	法第19条に 基づく登録 取消命令数	法第24条の 2第1項に基づく 勧告	法第24条の 2第2項に基づく 命令	法第24条の 2第3項に基づく 立入検査 数	法第23条第 1項に基づく 勧告数	法第23条第 4項に基づく 措置命令 数	法第24条第 1項に基づく 立入検査 件数	法第24条第 1項に基づく 立入検査 件数(施設 数)
1	0	0	184	170	0	0	0	0	0	0	0	16	13

周辺の生活環境の保全					告発件数							
					(第一種動 物取扱業)	(第一種動 物取扱業者 であった 者)	(第二種動 物取扱業)	(特定動物)	(生活環境)	(みだりな殺傷等)		
法第25条第 1項に基づく 指導・助 言件数	法第25条第 2項に基づく 勧告数	法第25条第 3項に基づく 措置命令 数	法第25条第 4項に基づく 命令、勧 告数	法第25条第 5項に基づく 立入検査 数	無登録営業 等	無登録営業 等	無届出業等	無許可飼養 等	法第46条の 2(法第25条 第3項、4 項)関係(命 令違反)	法第44条第 1項(みだ りな殺傷)	法第44条第 2項(虐 待)	法第44条第 3項(遺 棄)
0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅲ 資料

市町村別依頼・相談・苦情状況

当センター及び各市町村担当課では、市町村民からの愛玩動物等に関する相談や不適正飼養により生じる近隣住民からの生活環境に関する苦情への対応等を行っています。

(1) 犬に関する依頼・相談・苦情件数 (市町村報告)

市町村	放飼犬 取締依頼	野犬 捕獲依頼	行方不明 問合せ	居住環境 の苦情	家畜・作 物 等の被害	引取り 依頼	負傷 収容依頼	死亡 収容依頼	飼い方 しつけ方 健康相談	その他	合計
国頭村	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
大宜味村	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
東村	10	0	0	1	0	2	0	0	0	0	13
今帰仁村	3	9	9	0	0	1	2	0	1	8	33
本部町	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	6
名護市	21	3	29	12	1	37	0	0	0	3	106
伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊是名村	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
伊江村	2	10	1	1	0	1	0	0	0	0	15
宜野座村	17	9	13	2	0	0	0	5	9	0	55
恩納村	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	7
金武町	5	3	2	0	0	0	0	3	0	0	13
読谷村	2	1	52	3	0	0	0	0	3	0	61
うるま市	34	107	30	27	0	16	1	38	48	36	337
嘉手納町	0	9	10	3	0	0	0	0	0	0	22
沖縄市	58	17	19	0	0	0	0	51	9	0	154
北谷町	5	6	11	19	0	0	0	2	8	7	58
宜野湾市	6	9	11	32	0	25	0	1	9	2	95
北中城村	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	7
中城村	6	6	13	12	0	0	1	0	0	3	41
浦添市	16	0	5	13	0	16	0	7	0	3	60
栗国村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
久米島町	0	0	1	1	0	0	0	3	0	0	5
渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
座間味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南大東村	3	0	0	0	0	3	0	0	0	1	7
西原町	10	0	0	2	0	5	0	0	11	0	28
与那原町	1	0	2	3	0	2	0	0	0	3	11
南風原町	5	0	6	5	0	4	0	0	0	4	24
南城市	5	14	4	9	0	0	0	1	9	1	43
豊見城市	2	0	19	4	0	9	0	0	3	5	42
八重瀬町	2	2	1	6	0	5	0	4	5	9	34
糸満市	14	14	37	17	0	5	0	2	2	2	93
合計	235	230	285	172	1	131	4	117	117	87	1,379

(2) 猫に関する依頼・相談・苦情件数 (市町村報告)

市町村	行方不明 問い合わせ	居住環境 の苦情	家畜・作 物 等の被害	引取り 依頼	負傷 収容依頼	死亡 収容依頼	飼い方 しつけ方 健康相談	その他	合計
国頭村	0	1	0	12	0	0	0	0	13
大宜味村	5	0	0	0	0	0	0	0	5
東村	3	3	2	45	1	0	5	0	59
今帰仁村	3	4	0	4	0	0	0	30	41
本部町	1	0	0	0	0	0	0	1	2
名護市	0	24	0	8	0	0	0	4	36
伊平屋村	0	21	0	0	0	4	0	0	25
伊是名村	0	1	0	0	0	0	0	0	1
伊江村	0	9	0	2	0	19	0	0	30
宜野座村	2	8	0	0	0	20	1	0	31
恩納村	0	13	0	0	2	0	0	0	15
金武町	0	5	0	0	0	2	0	0	7
読谷村	10	12	0	0	2	1	0	0	25
うるま市	11	46	0	0	3	579	54	4	697
嘉手納町	0	11	0	0	0	0	0	0	11
沖縄市	3	0	0	0	4	77	7	0	91
北谷町	7	5	25	2	2	105	0	1	147
宜野湾市	16	45	0	7	0	255	4	13	340
北中城村	3	6	0	0	0	0	0	0	9
中城村	7	19	0	1	0	12	0	3	42
浦添市	22	7	0	0	1	1	0	11	42
粟国村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米島町	1	10	0	10	0	4	5	0	30
渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
座間味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南大東村	0	11	1	52	0	0	0	1	65
西原町	0	0	0	0	2	0	4	0	6
与那原町	1	8	0	1	0	62	0	6	78
南風原町	5	13	0	7	0	0	1	8	34
南城市	0	34	0	8	5	1	1	5	54
豊見城市	4	10	0	0	2	0	1	17	34
八重瀬町	1	20	0	13	4	83	4	20	145
糸満市	6	24	0	32	2	196	1	32	293
合計	111	370	28	204	30	1,421	88	156	2,408

(3) 犬猫以外の動物に関する依頼・相談・苦情件数 (市町村報告)

市町村	行方不明 問合せ	居住環境 の苦情	家畜・作 物 等の被害	引取り 依頼	負傷 収容依頼	死亡 収容依頼	飼い方 しつけ方 健康相談	その他	合計
国頭村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大宜味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今帰仁村	0	0	1	7	1	4	0	0	13
本部町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名護市	0	1	0	0	0	0	0	0	1
伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊江村	0	0	0	0	1	0	0	0	1
宜野座村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
恩納村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金武町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
読谷村	1	0	0	0	0	39	0	0	40
うるま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
嘉手納町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄市	1	0	0	0	6	35	0	0	42
北谷町	1	0	0	0	0	0	0	0	1
宜野湾市	0	0	0	1	1	2	0	0	4
北中城村	0	2	0	0	0	5	0	0	7
中城村	0	2	1	0	0	0	0	2	5
浦添市	1	0	0	6	6	93	0	5	111
粟国村	0	1	0	0	0	0	10	0	11
久米島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
座間味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南大東村	0	0	0	0	2	2	0	0	4
西原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
与那原町	0	1	2	2	11	0	0	3	19
南風原町	1	0	0	0	0	0	0	0	1
南城市	1	0	0	0	0	1	0	0	2
豊見城市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八重瀬町	0	2	0	1	0	10	0	0	13
糸満市	2	0	0	1	0	1	0	4	8
合計	8	9	4	18	28	192	10	14	283

沖縄県動物愛護管理センター案内図



令和5年度 事業概要

発行・編集 沖縄県動物愛護管理センター
〒 901-1202 沖縄県南城市大里字大里2000番地
TEL : 098-945-3043
FAX : 098-945-0224
ホームページ : <https://www.aniwel-pref.okinawa/>

